

福山市立津之郷小学校 いじめの防止等に係る基本方針

令和8年8月策定

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

また、児童一人一人が、自分の良さや可能性を認識し豊かな人生を切り開くことや、互いに立場や人格を尊重し、心身ともに健やかに成長できる教育的環境の実現を目指すこととする。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童をいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめ防止基本方針における3つの柱

児童一人一人が、自分の良さや可能性を認識し豊かな人生を切り拓くことや、互いに立場や人格を尊重し、健やかに成長できる教育的環境の実現をめざし、以下の3点を重点的に推進する。

(1) 児童の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進

①共感的な人間関係の育成

自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動し、相互扶助的で、心のふれ合いを基盤とした人間関係づくりを推進する。

②自己存在感の感受

ありのままの自分を肯定的に捉え「自分も一人の人間として大切にされている」ことを、児童が実感できる心を育む。

③自己決定の場の提供

児童が自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力を育む。

④安全・安心な風土の醸成

児童一人一人にとって「居場所」となる「学校並びに学級づくり」を推進し、不安や悩みをいつでも相談できる風土を醸成する。

(2) 「いじめ防止委員会」の機能化

①「学校いじめ防止基本方針」が適切に機能しているかどうか検証し、「いじめ見逃しゼロ」に向けて、絶えず見直しを図る。

②児童のいつもとの違い変化や相談、訴え（保護者等を含む）を把握した際には、「いじめ防止委員会」につなぎ、組織的かつ実効的な取組を推進する。

③「いじめ防止委員会」における初動対応を機能させるために共に支え合い、学び合う同僚性を基盤とした心理的安全性の高い職場環境を構築する。

(3) いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え

①「いじめ防止委員会」において事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、いじめの解消に向けて全教職員が一丸となり、それぞれの役割を全うする。

②平時から教育委員会と連携を緊密に行うとともに、警察や福祉などの関係機関と、いじめに対する措置等について連携を図る。

4 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめは「どのこどもにも、どの学校にも起こりうるもの」であり、加えて、大人には見えにくく発見が難しいという特性がある。そのため、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に認知し、早期に対応する等、学校全体で組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの未然防止

いじめの未然防止のためには、相手の立場に立って考え自らの行動を決断し、実行する力や、相互扶助的で、心のふれ合いを基盤とした人間関係づくりが重要であるため、児童の自己決定や自己実現を支える教育活動を推進する。

また、児童一人一人にとって安心して過ごせる居場所づくりと、不安や悩みをいつでも相談できる風土を醸成する。

(2) 児童の主体的な活動の推進

授業だけでなく、学級活動や児童会活動等の特別活動において、次にあげる児童の活動を

指導・支援する。

- 学校生活の課題について考え話し合う活動
- 自他の生命の尊重を深く考え、かけがえのない存在であることを自覚できる活動。
- 互いの個性を認め相手を大切にする人間関係をつくる活動。

(3) いじめの早期発見・早期対応

児童の何気ない一言や表情、態度に潜む「SOS」といったささいな兆候を見逃さないよう、次にあげる活動を行い、いじめの早期発見・早期対応に努める。

- 一人一台端末等を活用した心の健康観察
- 定期的なアンケート及び面談
- アンケートの結果及び面談状況はいじめ防止委員会で共有し、指導・支援の方向性を協議する。
- 教育相談窓口の周知

(4) いじめへの組織的な対応

いじめやいじめの疑いを認知した場合、教職員で情報を共有し、「いじめ防止委員会」を中心に全教職員が対象児童を守り切るという立場に立ち、次にあげる点を中心に組織的に対応する。

- 対象児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保
- 関係児童に対して被害児童の安全を確保したうえでの成長支援の観点に立った適切な指導
- 教育委員会への報告

(5) いじめ防止委員会

いじめ防止委員会は、次の点について生徒指導部等と連携を図りながら児童への指導・支援にあたる。

- いじめの防止等に係る教育相談体制の構築
- 児童の成長と発達を支える視点に立った教育体制の推進・充実
- いじめの防止等に係る関係機関連携
- いじめの防止等に係る年間計画の策定
- いじめの防止等に係る児童及び保護者への啓発・広報
- いじめの防止等に係る相談窓口の設置・周知
- いじめを認知した場合の対応プログラムの策定と定期的な見直し
- いじめの重大事態への平時からの学校体制及び関係機関との連携体制の構築
- 重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- 必要に応じたスクールカウンセラー等の心理専門家の招聘
- チーム会議発足及び協議内容・取組の改善についての熟議
- いじめ防止に係る基本方針の定期的な検証と見直し

(6) 家庭や地域との連携

学校、家庭及び地域が連携し、社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、PTAや学校運営協議会等を活用し、いじめの事案について学校、家庭及び地域が連携する取組を推進する。

また、家庭及び地域が、児童の様子について気になることがあれば、速やかに連携・協議できるための体制を構築する。

5 重大事態への対応

いじめの中には、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、いじめ防止委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処する。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、いじめ防止対策推進法第 28 条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（が自殺を企図した場合等）
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、福山市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

①問題解決への対応

- ア 重大事態対応プロジェクトチームの編成
- イ 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- ウ 福山市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- エ PTA 役員等との連携
- オ 関係児童への指導
- カ 関係保護者への対応
- キ 全校児童への指導

②説明責任の実行

- ア いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- イ 全校保護者への対応
- ウ マスコミへの対応

③再発防止への取組

- ア 福山市教育委員会との連携のもとで再発防止に向けた取組
- イ 問題の背景・課題の整理、教訓化
- ウ 取組の見直し、改善策の検討・策定
- エ 改善策の実施

6 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る取組のふり返しを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童数などいじめの防止等に係る具体的な数値を基に、当該年度の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。

7 年間活動計画

月	活動内容	備考
4	いじめ防止委員会	前年度からの接続
5	いじめ防止委員会	学校行事（運動会）に向けて
6	いじめ防止委員会	
7	いじめ防止委員会 いじめに係るアンケート、面談・交流	
8	いじめ防止委員会 いじめ防止に係る研修	長期休業明けの実態把握
9	いじめ防止委員会	
10	いじめ防止委員会	学校行事（学習・音楽発表会）に向けて
11	いじめ防止委員会	
12	いじめ防止委員会 いじめに係るアンケート、面談・交流 いじめ防止に係る研修	
1	いじめ防止委員会	長期休業明けの実態把握
2	いじめ防止委員会 いじめに係るアンケート、面談・交流	
3	いじめ防止委員会	次年度に向けて